

事業主・事業所の皆様へ

シルバー派遣のご案内



東京都シルバー人材センター連合では、
シルバー会員の就業機会の拡大を
図るために新たに「シルバー派遣事業」を始
めました。

「シルバー派遣事業」とは、
《高年齢者等の雇用の安定等に関する法律》
に基づき、東京都シルバー人材センター連合
が行う労働者派遣事業を指します。

シルバー派遣の特色

- 指揮命令の下で働きます。
- 労災保険に加入しています。
- 公共的、公益的団体からの派遣なので安心☆
- 1日単位の短期派遣についても対応可能☆

皆様の職場を支える新たなパワ
ーとして、シルバー会員の
力を活用しませんか？



「こんな仕事に派遣します！！」

臨時的
かつ
短期的な就業
(概ね月10日程度以内のもの)



軽易な業務
(週20時間未満のもの)
※上記はシルバー派遣労働者
1人のあたりの就業形態で
あり、交代制を取り入れる
などすればフル操業の
労働者確保が可能です。

主な仕事内容

- | | | | | |
|-----------------------------------|-------|-------|-----------|---|
| *技術・技能分野* | ○製造業 | ○保育補助 | ○大工仕事(営繕) | 等 |
| *サービス分野* | ○受付業務 | ○学校施設 | ○介護施設 | 等 |
| *事務分野* | ○経理事務 | ○一般事務 | ○営業事務 | 等 |
| *例えば・・・「スーパー業務」⇒商品管理、レジ、品出し、接客 等々 | | | | |

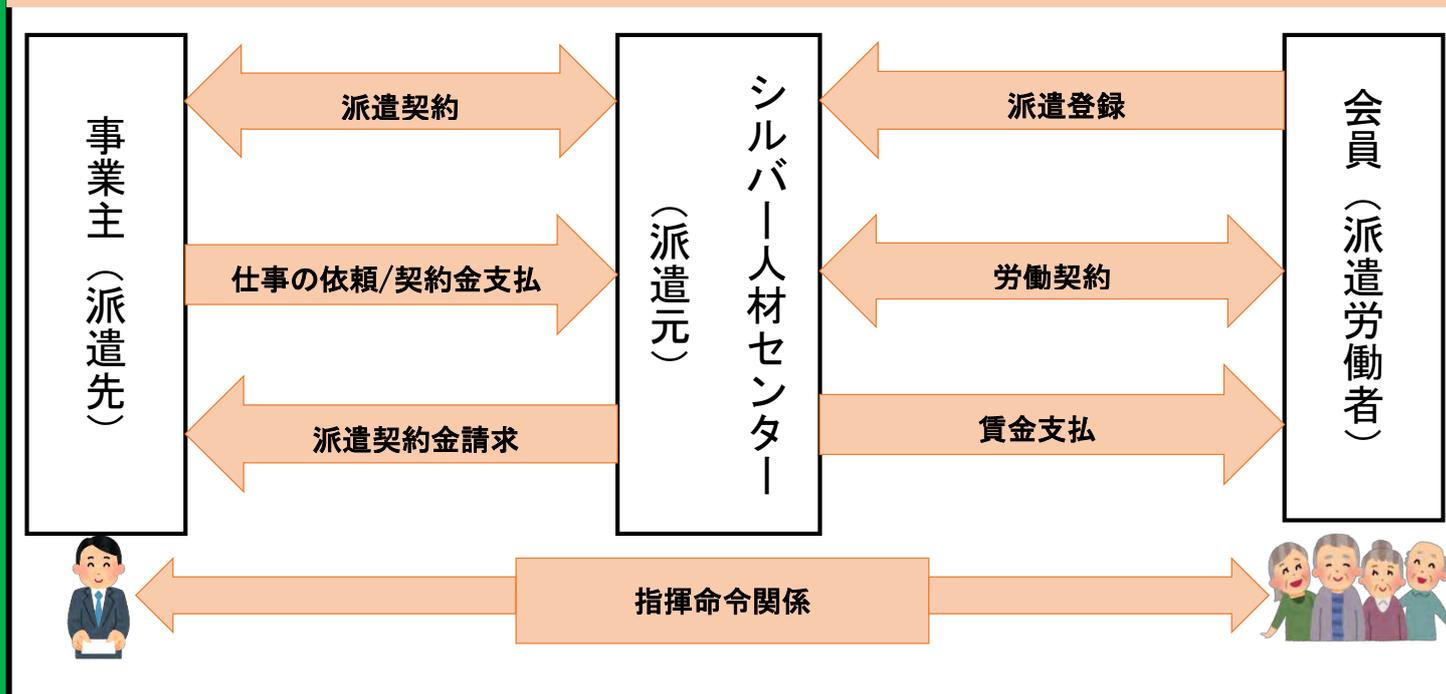


♪他にも色々なお仕事があります♪

注意事項

- 高齢者にとって危険または有害な作業を内容とする業務などにつきましては派遣することができません。
- 港湾運送、建築業務、警備業務、病院等への派遣は法律で禁止されています。
- 一契約あたりの契約最長期間は原則一年になります。
- 対応できる会員がない場合、派遣できない場合もございます。
- 事業所が労働者派遣をうけるにあたり、事前の面接や履歴書の送付の要請等会員を特定する行為は法令により禁止されています。

シルバー派遣の流れ



シルバー派遣をもっと詳しく！！

Q. 料金体制は？

- ・派遣料金：
「賃金」+「手数料」+「消費税」
- ・料金については各シルバー人材センターにお気軽にお問い合わせください。

Q. 派遣できるエリアは？

- ・原則として貴事業所のある地域に限られます。
- ・また、派遣労働者も貴事業所のあるシルバー人材センター会員が派遣されます。

Q. 実施体制は？

- 派遣元事業主：
公益財団法人東京しごと財団
(東京都シルバー人材センター連合)
- 実施事業所：シルバー人材センター(センター職員が対応)

(公社) 福生市シルバー人材センター

☎042-553-3261

ぜひお気軽にお問い合わせください！

牛浜駅東口徒歩5分
福生市民会館隣 さくら会館 1階
月曜日～金曜日
8時30分～17時15分
土・日・祭日はお休みです